入札公告の訂正

平成25年2月25日
支出負担行為担当官
大阪家庭裁判所長　松本　芳希

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　27

平成25年１月21日（号外政府調達第11号・46ページ、47ページ）掲載の入札公告について、次のとおり訂正します。

2　競争参加資格

⑶　平成25・26・27年度最高裁判所競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、Ａ又はＢ等級に格付けされている者であること。を

⑶　平成22・23・24年度最高裁判所競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、Ａ又はＢ等級に格付けされている者であること。に

5　Summary

⑹　Qualification for participating in the bidding procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed bid are those who shall : ①not apply to Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing, and Accounting (however, minors, persons under curatorship, or persons under assistance who obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable to the status of special reasons within the said article) ; ②not apply to Article 71 of the above-mentioned Cabinet Order ; ③ have Grade A or B in Selling classification in terms of the qualification for Participating in bids required by the Supreme Court (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015 ; ④have a license to be a General Electricity Utility in accordance with Article 3, paragraph 1 of the Electricity Business Act, or have notified as a Specified-Scale Electricity Utility in accordance with Article 16—2, paragraph 1 of the same Act ; and ⑤ meet the qualification requirement which the obligated officer may specify in accordance with Article 73 of the above-mentioned Cabinet Order

⑹　Qualification for participating in the bidding procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed bid are those who shall : ①not apply to Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing, and Accounting (however, minors, persons under curatorship, or persons under assistance who obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable to the status of special reasons within the said article) ; ②not apply to Article 71 of the above-mentioned Cabinet Order ; ③ have Grade A or B in Selling classification in terms of the qualification for Participating in bids required by the Supreme Court (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011 and 2012 ; ④have a license to be a General Electricity Utility in accordance with Article 3, paragraph 1 of the Electricity Business Act, or have notified as a Specified-Scale Electricity Utility in accordance with Article 16—2, paragraph 1 of the same Act ; and ⑤ meet the qualification requirement which the obligated officer may specify in accordance with Article 73 of the above-mentioned Cabinet Orderに

それぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月25日
成田国際空港株式会社
代表取締役社長　夏目　　誠

◎調達機関番号　412　◎所在地番号　12

○第1204号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　ＬＣＣターミナルビル新築工事

⑶　工事場所　成田国際空港内

⑷　工事内容　本工事は、ＬＣＣターミナルビルの新築工事（建築・設備一括）を行うものである。

ＬＣＣ専用ターミナル

・本館　４階建　約50,000㎡

・サテライト　２階建　約7,000㎡

・本館・サテライト間連絡橋　約1,400㎡

・既存第２ターミナル76・77番搭乗ゲート改修　約3,300㎡

⑸　工期　平成27年４月30日まで

⑹　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　契約相手方の決定方法　本工事は、契約制限価格の範囲内で有効な入札をされた者の中から、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たすこととする。

⑴　基本条件

①　成田国際空港株式会社（以下「当社」という）における平成24・25・26年度契約参加資格の「建築工事」に登録されていること。かつ、直近の総合評定値通知書の総合評定値（Ｐ）が条件に合致していること。

なお、当社に登録されていない者が本競争への参加を希望する場合は、上記登録と同等の資力、信用の状態等を審査するため、必要な申請書類を提出すること。

②　単体企業又は２社で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、全ての構成員は「建築工事」の総合評定値（Ｐ）が1,300点以上であること。

⑵　施工実績　以下に示す工事について、元請けとして過去15年の間に完工実績を有すること。

①　単体企業又は共同企業体の代表者での実績　空港における旅客ターミナルビル延べ面積20,000㎡以上の新築若しくは増築工事。

②　共同企業体の構成員での実績　空港における旅客ターミナルビル延べ面積40,000㎡以上の新築若しくは増築工事。

⑶　技術者条件

①　日本国の建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は建設業法（昭和24年法律第100号）による１級建築施工管理技士の資格を有する主任（監理）技術者を専任で配置できること。

②　過去15年の間に完工した建築物20,000㎡以上の新築若しくは増築工事の施工経験（工期の半分以上従事した者に限る）を有する技術者を配置できること。

⑷　5⑵に定める競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までの間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（ただし、契約参加資格者として再登録済みで、入札書の提出期限までに会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

3　共同企業体の結成方法　共同企業体を結成される場合の要件は、次のとおりとする。

⑴　構成員の出資比率は、全ての構成員が均等割の10分の６以上であること。

⑵　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

⑶　結成方式は、甲型とする。

⑷　同一企業が２以上の共同企業体の構成員となることはできない。